

青梅市立霞台小学校PTA会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会の名称は、青梅市立霞台小学校PTAと称し、事務所を青梅市立霞台小学校内におく。

(目的)

第2条 この会の目的は、一人ひとりの児童の望ましい人間形成を目指し、学校教育、家庭教育、社会教育がそれぞれの教育機能を発揮しながら、互いに連携し、学校教育の充実と向上を図るものとする。

(活動)

第3条 この会は、目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) よき保護者、よき教職員となるように努める研修。
- 2) 学校と家庭と地域社会との連携、協調を深める。
- 3) 児童の生活を善導するため、教育環境の整備と充実を図る。

(方針)

第4条 この会の活動方針については、次のとおりとする。

- 1) この会は教育を本旨とする団体であり、政治的・宗教的・営利的活動は行わない。
- 2) この会は、学校教育活動に協力するも学校管理や人事には干渉しない。

第2章 会員及び役員

(会員)

第5条 この会の会員は、次のとおりとする。

- 1) 青梅市立霞台小学校に在籍する児童の保護者。(またはこれに代わる者) (以下「P」という)
- 2) 本校の教職員。(以下「T」という)

(会費)

第6条 この会は、会費を納めるものとする。

(役員及び任務)

第7条 この会に、次の役員をおき、それぞれの任務にあたる。

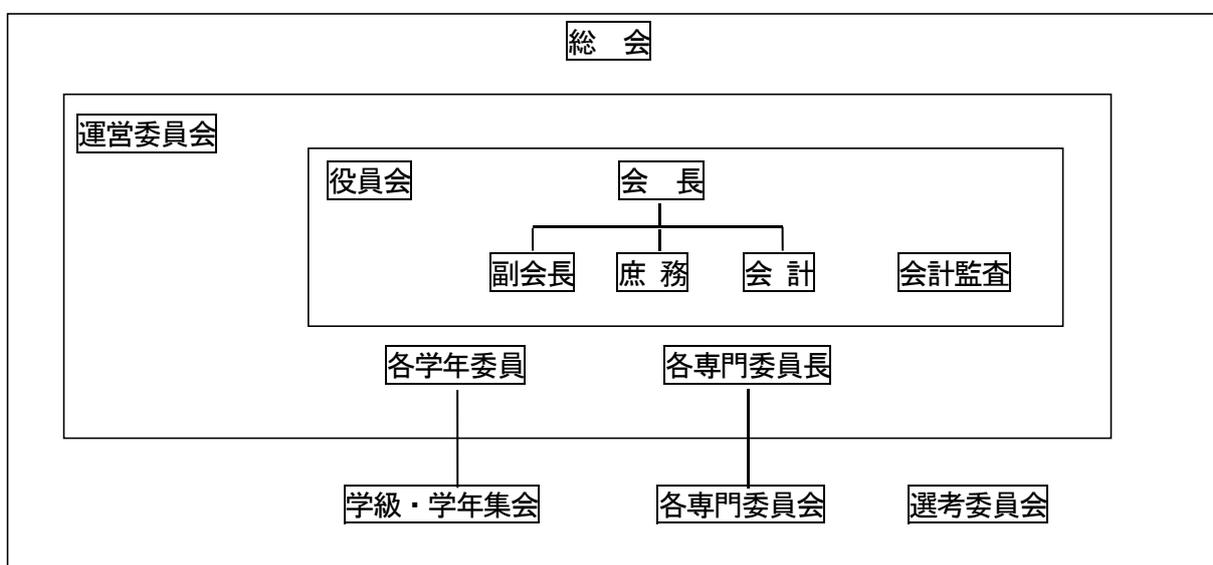
会 長	1名 (P)	本会を代表し、会務を統括する。
副 会 長	5名 (P 4・T 1)	会長を補佐し、会長不在時はこれに代わる。
庶 務	5名 (P 4・T 1)	会の事務全般を行う。
会 計	3名 (P 2・T 1)	会の経理全般を行う。
会計監査	2名 (P 1・T 1)	会の経理を監査する。

第3章 会議及び運営組織

(組織)

第8条 この会を運営し活動を行うため、次の組織をおき会議を行う。

- 1) 総会
- 2) 役員会 (本部役員)
- 3) 運営委員会 (本部役員・学年委員・専門委員)
- 4) 専門委員会 (広報・生活環境)
- 5) 学級・学年集会 (学年委員)
- 6) 選考委員会 (選考委員)
- 7) その他委員会



(総会)

第9条 総会の構成、開催期間及び所掌事務は次のとおりとする。

- 1) 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高議決機関とする。
- 2) 総会は、年1回開催する定期総会と、必要に応じて開催する臨時総会とする。
- 3) 総会では以下のことを議決する。
 - (1) 活動報告・活動計画の審議と承認
 - (2) 決算報告・予算の審議と承認
 - (3) 役員承認
 - (4) 会則の改正案の審議と承認
 - (5) その他必要事項の審議
- 4) 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。

(役員会)

第10条 役員会の構成及び所掌事務は次のとおりとする。

- 1) 役員会は、会長・副会長・庶務・会計・会計監査で構成される。
- 2) 総会、運営委員会に付議する原案を定め、会の常務を処理し、または必要な広報活動をする。
- 3) 役員会は必要に応じて開催する。

(運営委員会)

第11条 運営委員会の構成、開催期間及び所掌事務は次のとおりとする。

- 1) 運営委員会は、役員・各専門委員会委員長・学年委員により構成され、総会に次ぐ議決機関とする。
- 2) 運営委員会は、役員会が必要と認めた時に開催し、会務の審議及び役員会より委任された事項の執行にあたる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会の構成、開催期間及び所掌事務は次のとおりとする。

- 1) 専門委員会は、各学年の代表により構成し、学校内の生活環境・学習環境・会員相互の交流・広報等、必要とされる活動を行う。
- 2) 委員には互選による委員長をおき、委員長は役員会ならびに運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(学級・学年集会)

第13条 学級・学年集会は、同一の学年に属する保護者と教師で構成し、親睦を深めるとともに、諸問題について話し合いや研修活動を行う。

(選考委員会)

第14条 選考委員は、次年度の本部役員ならびに会計監査の候補者を推薦する。

(会議)

第15条 各会議の招集及び議長は、次のとおりとする。

- 1) 総会、役員会、運営委員会の招集は、会長が行い、各会の議長は会長が指名したものが行う。
- 2) 各専門委員会の招集及び議長は、各専門委員長が行う。(地区集会は地区集会の代表が行う。)
- 3) 学級・学年集会の招集及び議長は、学年の代表が行う。

第4章 経理

(会費と経費)

第16条 この会の活動に要する経費は、会費・その他の収入をもってあてる。

- 1) 会費は一家庭あたり、年間2,400円とする。
- 2) この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 会則の変更・その他

第17条 この会則の改正は、総会議決による。

第18条 この会の運営に必要な細則は、運営委員会で定め、改正することができる。

第19条 校長は、すべての会議に出席して、意見や要望を述べるることができる。

細則

(会員の責務)

第1条 会員は、原則児童一人につき、在学期間内に最低1回は、本部役員または委員を引き受けなければならない。

(委員の選出・任期)

第2条 委員の選出・任期については、次のとおりとする。

- 1) 学年委員は、各学年の保護者の中から互選によって4名を選出する。
- 2) 各専門委員は、保護者の中から互選によって選出する。なお、生活環境委員会は各学年2名とし、広報委員会は各学年1名とする。
- 3) 選考委員は、運営委員会が会員の中から学年・地域を考慮して選定し、委託する。
(各学年1名。ただし第6学年の保護者を除く。)
- 4) 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。
- 5) 任期の途中で転出、その他やむを得ない理由により任期を全うすることができなくなった場合は、運営委員会において後任の委員を補充することができる。
- 6) 委員の選出方法について、保護者の中からの互選によりがたいときは、別に会長が定める方法により選出することができる。

(本部役員の選出・任期)

第3条 本部役員の選出・任期については、次のとおりとする。

- 1) 本部役員は選考委員会が推薦し、総会の承認を得て決定する。
- 2) 本部役員の任期は原則2年とし、再任は妨げない。
- 3) 任期の途中で転出、その他やむを得ない理由により任期を全うすることができなくなった場合は、運営委員会において後任の本部役員を補充することができる。

(本部役員の免除権利)

第4条 本部役員の免除権利については、以下のとおりとする。

- 1) 1年の任期を終えた本部役員の世帯は、任期終了時点で在学するその世帯の最上級児童が卒業するまで、すべてのPTA役務(本部役員・学年委員・専門委員)を免除される権利を獲得する。
- 2) 2年以上の任期を終えた本部役員の世帯は、任期終了時点で在学するその世帯の児童全員が卒業するまで、すべてのPTA役務(本部役員・学年委員・専門委員)を免除される権利を獲得する。

(教職員からの選出及び委嘱)

第5条 教職員からの選出及び委員の委嘱については、校長の意見を聞く。

(徴収)

第6条 会費の徴収方法は、集金とする。

(慶弔規定)

第7条 会員及び児童の慶弔に対し次のとおりとする。

- 1) 会員、児童の死亡のとき・・・10,000円
- 2) その他特別な場合は、役員会または運営委員会で協議決定する。
- 3) 一切の返礼を受けない。

(特別積立金)

第8条 特別積立金は、周年行事の他、災害等の緊急時のために使われるものとする。

付則

1. この会則は、昭和51年4月1日より施行する。
2. この会則は、昭和54年4月1日より施行する。
3. この会則は、昭和55年4月1日より施行する。
4. この会則は、昭和56年4月1日より施行する。
5. この会則は、平成4年4月1日より施行する。
6. この会則は、平成6年4月1日より施行する。
7. この会則は、平成7年4月1日より施行する。
8. この会則は、平成8年4月1日より施行する。
9. この会則は、平成12年4月1日より施行する。
10. この会則は、平成15年4月1日より施行する。
11. この会則は、平成18年4月1日より施行する。
12. この会則は、平成21年4月1日より施行する。
13. この会則は、平成22年4月1日より施行する。
14. この会則は、平成23年4月1日より施行する。
15. この会則は、平成28年4月1日より施行する。
16. この会則は、平成29年4月1日より一部改正し同日施行する。
17. この会則は、平成30年4月1日より一部改正し同日施行する。
なお、会則第7条については、平成31年4月1日より改正し、同日施行する。
18. この会則は、令和2年4月1日より一部改正し同日施行する。
ただし、会則第16条第1項に定める会費を、『年間2,400円』から『年間2,000円』に改め、令和4年3月31日にその効力を失うものとする。
19. この会則は、令和3年4月1日より一部改正し同日施行する。
ただし、会則第16条第1項に定める会費を、『年間2,400円』から『年間2,000円』に改め、令和5年3月31日にその効力を失うものとする。
20. この会則は、令和4年4月1日より一部改正し同日施行する。
ただし、会則第16条第1項に定める会費を、『年間2,400円』から『年間2,000円』に改め、令和6年3月31日にその効力を失うものとする。
21. この会則は、令和5年4月1日より一部改正し同日施行する。
ただし、会則第16条第1項に定める会費を、『年間2,000円』から『年間2,400円』に改め、令和7年3月31日にその効力を失うものとする。